

第 3 章 職制・処務

○松山養護老人ホーム事務組合事務局条例

制 定 昭和 49 年 9 月 18 日条例第 2 号

改 正 平成 11 年 12 月 27 日条例第 3 号

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 158 条第 7 項の規定により、組合長の権限に属する事務を処理させるため、本組合に事務局を置く。

第 2 条 この条例について必要な事項は別に組合長が定める。

付 則（昭和 49 年 9 月 18 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 49 年 9 月 10 日から適用する。

付 則（平成 11 年 12 月 27 日条例第 3 号）

この条例は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。